

第二十二回国会 第二十九号

商工委員会議録 第二十九号

昭和二十年六月二十三日(木曜日)
午前十時五十三分開議

議員 松平 忠久君
通商産業事務官 及川 逸平君
(石炭局長) 谷崎 明君

出席委員
委員長 田中 角榮君
理事長谷川四郎君

専門員 越田 清七君
圓地與四松君

専門員 菅田清治郎君

理事山手 新八君 理事長谷川四郎君
理事前田 正男君 理事永井勝次郎君
理事中崎 敏君
阿左美廣治君
大倉 三郎君
菅野和太郎君
笠本 一雄君
田中 敦治君
淵上房太郎君
小笠 公韶君
齊藤 恵三君
鈴木周次郎君
野田 武夫君
加藤 精三君
神田 博君
堀川 恭平君
村上 勇君
奎夫君
田中 武夫君
八木 升君
帆足 伊藤卯四郎君
佐々木良作君
出席國務大臣
出席政府委員
經濟審議政務次官
通商產業政務次官
(大臣官房長) 江下 孝君
通商產業事務官
(大臣官房長) 高瀬 傳君
労働政務次官
(通商產業事務官) 岩武 照彦君
委員外の出席者
議員 加藤 清二君

六月二十三日

委員加藤清二君辞任につき、その補

欠として多賀谷眞穂君が議長の指名
で委員に選任された。

本日の会議に付した案件

石炭鉱業合理化臨時措置法案(内閣
提出第一三一号)

○田中委員長 これより会議を開きま
す。

念のため申し上げますが、理事会の
申し合せによりまして、石炭、重油を
定例日交換に行うことになりました
から御了承を願います。

石炭鉱業合理化臨時措置法案を議題
となし審議を進めます。質疑に入ります。
本日は理事会の申し合せにより各
派の質問時間をおののおの一時間とな
ります。順次これを許します。淵上房
太郎君。

○淵上委員 本法案を審議する上から
いいまして、いろいろ資料をいただい
ておるのでありますけれども、さらに
私は資料の提出を要求いたし、これに
よつてさらに深く突っ込んで検討した
いと思うのであります。

○淵上委員 本法案を審議する上から
といふのがあります。この水洗業者
の数及びわかれば從業員総数、これは
新しいものの必要はないのであります。
昭和二十八年の春くらいの調べを
いたさきたい。

第三に、お願いしたいのは水洗業者
の効果といらものがわからないのであ
ります。機械化されても機械化され
たものが、台数はそつたが、これは

第一は、政府資金の残高、この資料
をいただいておりますが、現在三百五
十一億残っております。この三百五十
億のうちに、大手十八社以外のいわ
ゆる中小炭鉱の借入金が幾らあるか、
それが第一。

第二には、二十九年五月現在の資
料——これは政府提出ではなく、ほか
からの資料ですが、これによると、炭鉱
の滞納、未払いがかなりあるようであ
ります。私の手元に持つておるこの資
料によりますと、五十二億未払いがあ
る、電力料金が二億とか、あるいは保
険金は六億八千万円、あるいは租税公
課が地方税を含めまして九億一千七百
万円、あるいは労賃の未払いが五億五
千五百萬円の炭鉱の未払いがあるよう
であります。この未払いはおそらく
今度のこの法律の適用を受ける中小炭
鉱が大部分だらうと思ひうのであります
が、今申します五十二億八千万円の未
払い滞納の、昨年の五月から今年の五
月までの調べをいただきたい、それが
第一。

一体どの程度能率を上げておるか、稼
働率はどうなつておるのか、二十九年
末の炭鉱鉱業の借り入れ残額を見て
おねずでに八百九十三億千九百万

円といふような数字になつております。
これはもちろん金融公庫の金であ
りますが、少くとも二十六年度、でき
れば二十五年度の方がいいのです
が、二十六年度からでもけつこうであ
ります。こういう合理化資金が出たこ
とによつてどの程度能率が上がつたかと
いうことが具体的にわかるような、ま
た上るべかりしものが争議であるとか
あるいはその他の事情で上らなかつた
というならば、それも明瞭にわかるよ
うな表を一つつけ加えてもらいたい。
どうもちよだいした表からいきま
すと、一本村帶資料が非常に少いよう
な状態になつておるか、その利用状況
と申しますか、どのような推移を経て
これが現存しておるか、利用されてお
るかということを明確に資料でいただ
きたい。

もう一つはここに借入金の借り先の
ケースがみな出ておるようでありま
すが、さらに炭鉱鉱業の機械化進捗
状況というのが出ておりまして、カッ
ターを何台買つたとか、カッパーをどう
したとか、二十六年以降のそういうよ
うなものが出ておりますが、この石炭
鉱業の合理化のために投資した金が幾
らであるか。その効果が一体どの程度
上つておるのか、ただ入った機械だけ
羅列されても合理化のために投じた資
金の効果といらものがわからないので
あります。機械化されても機械化され
たものが、台数はそつたが、これは

○淵上委員 本委員よりの資料要求のお話でございま
すが、それにつきまして、大体ただい
ままでわれわれのところで事務的に調
べてあります資料を中心として、この
程度まで差し上げられるということを
お答え申し上げます。淵上先生の炭鉱
未払いの残高でございますが、これは
本年五月末のものを集めるのは事務的
に相当困難でございます。未払いの残
高を集めますのがかなりおくれます

りますが、私はそれならばその意味において一つ質疑を進めてみたいと思ひます。

一休今までの石炭鉱業について政府はすでに八百九十九億の金を投じておられます。投じた金はもつと多い。今日残額として残つておるが八百九十九億だ。そこで一休今までの合理化に投じた効果といふものが現われておるかどうか。これは私午前中の委員会においてこれに關する資料の要求をしておりますので、資料が出来ましてから詳細お尋ねいたしたいのです。それでその前に私の聞いておる、あるいは見ておることから申しますするならば、いつも設備の改善によって能率が上つたよう聞いておるのであります。ところが能率が一時は上るのでありまするが、炭価が引き下げにならない、どうして炭価が引き下げにならないかといえど、大部 分は賃上げ闘争のために組合側に流れしていく氣配がある。私はこの合理化のために、さらに生じ来たたつたところの過剰人員の整理といふもののがいつも不十分である。そこで組合側から真向に反対を受ける。だから合理化のために資金を投じても真的能率といふものは上つてこない。私はこういふようなことを必ずあると思う。人員の整理の際の対策といふものがないことは必ずあると思う。ところが過剰人員の整理といふものには上つてこない。私はこういふようにことを繰り返しておるのが今日の石炭鉱業の実情じやないかと思う。そういうことを重ねて参りまするならば、これは經營が困難を重ねていくことは私が申し上げるまでもないと思います。今度の石炭鉱業の合理化臨時措置法案を見ましても、今度のこの措置法については、何らか政府の貸付金の利息を負けてやり、そうしてさらに業者から

一定の出炭量に応じた金を、事業団体とふうよくなものを作つて徵収して、能率の悪い不良炭鉱の閉鎖をやる、そこで価格カルテルをやつて石炭鉱業の育成をしよう、こうふうようであります。が、これを今申し上げたようにほんとうにおやりになるとするならば、少くとも戦後十年になんなんとする今日、他の産業においていろいろこれは暴幹産業として悩みは持つておりますが、石炭鉱業のようにこうふうような苦難に陥っている産業は私はないと思う。そらだとするならば、この石炭鉱業の真の合理化をして、そらして炭価の引き下げをし、同時に炭鉱の經營が十分よくなる、労働者もまた十分働いた賃金が上昇して、それに見合うようしていくことになるならば私はけつこうであります。どうも今までおやりになつてきた点から見ますと、そういうような効果が現われておらない。だから、先ほど私が申し上げたように、一体この法案は政府がベターとして考えたのかどうか、最良としてお考えになつたのかどうかということをお尋ねしたわけであります。が、大臣は今日の段階においてはこれが最良唯一のものであるというお答えがあつたのであります。が、私が今申し上げたように、一体労働対策を離れて石炭鉱業の合理化といふものは考えられないのではないかと私は思う。そこで私は、これはひとと通り通産省の主管だけではこの問題が解決できないのであります。どうしてもこれは労働省といふか、内閣一体としてほんとうに取り組んで解決しなければならないと思います。そういう意味において、通産大臣が最良の案なんだ、こうおつ

しゃられても私は納得できない。私が
今お尋ね申し上げたこの点について、
通産大臣のこれらに対するお考え方、
またはどういう手をお打ちになるよう
にお考えになつておられるのか。労働
対策の基本的なことについては、これ
は労働大臣がどうしても出られないと
いうことであります。が高瀬政務次官が
お見えになつておられるし、高瀬君
も労働行政の現場から出てきた男な
んだから、これはよくこの法案につい
ては御研究になつておられると私は思
う。おそらく石炭鉱業の合理化案をお
考えになつて、労働省とほんとうに腹を
を打ち明けて御相談なしにこの法案を
上りのためにはんとうにやるんだとい
うならば、私は労働省は十分お考えに
なつておられる点があると思う。政務
次官でありますするが、これはもう大臣
以上の——こう言うとおかしいが、大
臣にしても決して遜色のない政務次官
でありますから、これらの点について
はわれわれが納得のできる、ほんとう
に腹を打ち明けておやりになつたもの
ならば、納得できる心からのお話を私
は聞かせていただけだと思っています。こ
れは私は重要な法案だと考えておりま
す。日本経済にとって重要な法案であり
ますから、おそらく政府も腹を据えて
の御提案だと思う。ただ業者に頼まれ
たんだ、労働者の生活を見ておられな
いというような、そういうようなお
考えでお出しになつたのじやないと思
う。そこでまず最初に、これがベター
だとうならば、今までいろいろやつ
て参つたのだが、今私が申し上げたよ

うな事情もございまして、成果を上げることができなかつた。ますこの根本的なことについて、どういう御対策をお考へになつてこれを立案し、これを御提案になつたか。それを一つ十分お伺いをいたしたいのであります。

○石橋国務大臣 労働政務次官からもお答えを願ひますが、私から最初に申し上げます。今まで炭鉱に対しても政府関係の資金が相当多量にいってゐることをお話の通りであります。しかしこれは全部が合理化資金に回つてゐるわけではありません。御承知のように、終戦後急激に石炭の減産を來たしまして悩んだときに、これをとにかく増産しなければならないということで種々なる形で資金を出しました。それが積み重なつて数百億円になつております。ただし、その中で多少はすでに合理化資金として出したものもあると思ひます。そうして、ある炭鉱がいわゆる縫坑を掘るといふようなことでもつて合理化を企てたが、その結果が必要にも芳ばしくないといふことも私は承知をいたしております。これは大体合理化をして一人当たりの出炭高がふえれば、それだけ労務者の数が減るわけですが、その労務者の数を思つようには減らし得ないといふようなことがらきよくな結果を來たしておると聞いておりますが、しかしこれはもう神田君のお話の通り、労働面の対策が十分でなかつたところによつては過去においては確かに言えると思うのであります。しかし労務者もそこで要りもしないのことはないのであります。結局生活の問題であり、職業の問題でありますから、ほかに行くべき職場があれば、

無用にそこにならぬつてはいるといふやう
とはないと思う。なかなか当人もがん
ばつてゐることが苦痛であろうと思ひ
ますし、また労働組合その他において
の方も非常な慘害を受けるのであります。
ですから、そこで合理化をする場合に、
職業がほかにあり得れば、私は労働組
合の協力も得て労務者はわきへ転換し
てくれるものと信じております。その
処置は十分にとらう、こういうことで
労働省ないし労働大臣とも十分打ち合
せてこの案を作ったわけであります。
職業の転換をこの裏づけとしていきま
す。

配置転換をはからうという考え方を持つております。

またその第一として、住宅の建設であるいは電源の開発等、國家の全部の施策に見合いまして、これらの事業に対して計画的に配置転換を失業者に対して行うことといたしまして、これがために必要な職業補導事業を実施いたしたい、かように考えております。

それから第三に、近来は炭鉱業の合理化の一環として各炭鉱地帯にいろいろ計画が進められておりますが、製塩事業、これは私の友だちなどもやっておりますが、製塩事業その他の離職者の吸収に適切な事業を計画して、これを育成助長する等のいろいろな施策を離職者発生の実情に応じて講ずる考え方であります。その実施上必要な資金につきましては、所要の適切なる処置を講ずる考え方であります。また炭鉱から一般に発生する失業者に対しましても、従来の鉱害復旧事業、失業対策事業を、炭鉱地帯における失業情勢に応じて重点的にかつ計画的に実施することにいたしまして、これが吸収をはかり、失業対策について万全を期する方針であります。

びに高瀬労働政務次官からお答えがあつたのであります。どうも私、これは議論をするのではありませんが、何だか作文をお読みになつたような感じを受けるのであります。これは事柄自体が重大なのでございまして、私は作文を読んでいたところと思つてお尋ねしたのではないであります。しかしそれは作文ではないとおっしゃれば、それまでのことであります。これは今までの石炭鉱業に対する諸般の政府の施策というものがどうも甘いのではない、か、石炭は掘れば出るのだ、金をつぎ込めば出るのだといふような非常に甘い考え方をお持ちになつておるのではないかということをおぼれのあります。石炭鉱業の合理化について、これはきめ手が一つでございませんから、いろいろ総合的な施策を樹立して、これを計画通りにタイムリーに進めていかなければほんとうの合理化の成果の上らないことは申すまでもないであります。私が一番心配いたしておりますことは、先ほども申し上げましたように、今日の石炭鉱業のあり方を見ておりますと、これはどの産業にも共通の点はあります。特に労働問題が石炭鉱業の大半を占めているということであります。現在のよくなっている労働対策の延長のもとに石炭鉱業を合理化するというその考え方について私は納得がいかないのです。

○石橋國務大臣　お話をのように、労問題が大切なことは石炭だけの問題はございませんが、これは根本的にい うものまでが吸収されるように日本 体の経済が復興繁栄をいたしまして 職場が十分にあることが根本策だと い うのです。ですから、鳩山内閣とし はその方向に強力に進めるつもりで あります。ただこういう石炭なら石炭 いう特殊の地帯に、ある限られた時間 の間に急激に起りまする離職者に対 しては特別の手当をしてあげないと、 そいつを長じて見た労働政策といふ うが、これは決して作文のつもりでは ないのでありますて、これは必ず実現す る——実行しなければできないこの 事実、また日本全体のために強力に どんなことをしてもやらなければならぬ ことになりますから、計畫を読み上げれば作文にも聞えましようけれども、 そうでもなく、はじめて実行していく くといふ決意を持つて労働大臣とも始 えず連絡をして計畫を進めている次第 であります。ですから、その点は政令の 今後の処置に信頼を願うほかにはな いと思ひます。

なお失業保険の負担金も百十七億その他政府職員の失業者に対しても手当三億六千万円、合計二百八十八億という失業対策費を計上しております。特に炭鉱の失業者の救済については、三十一年度の具体策について申し上げますが、この炭鉱の失業者に對しましては、昨年の秋以来鉱害復旧事業であるとか、河川の改修事業等の公共事業を重点的に実施をして参りました。それ以外に失業対策事業を機動的に行いまして、失業者の吸収に努めて参ったのであります。本年度におきましてもさらに失業者の増加が予想されますので、前年度に引き続き、先ほど申し上げましたような鉱害復旧事業であるとか、河川の改修事業、道路の建設事業、失業対策事業等を拡充強化するとともに、これらの事業を炭鉱地帯における失業情勢に応じて重点的に、かつ計画的に実施するつもりであります。これによつて失業者の救済に万全を期したいと考えてゐるわけであります。特に先ほど申し上げましたように、炭鉱合理化臨時措置法案施行によつて失業する人たちは、昭和三十一年度と三十二年度にたくさん発生する見込みであります。が、本年度はこの第四・四半期においてこれが実施されれば、約四千七百名程度の失業者が出来るというふうにわれわれは予想しております。したが、この間自由党との予算の共同修正の際に、本年度分として二億一千万円程度の追加経費を政府に要求いたしました。それからこの法案が提案されましたときに、石橋通産大臣がその提案理由で失業対策について触れておられますが、その際に道路あるいは鉄道建設等と、特に鉄道建設等ということを

○神田(博)委員 ただいま通産大臣並

言われましたが、その炭鉱地帯の輸送を増強し、あるいはここに鉄道の建設によつてコストも下り、失業対策にもなるという意味合いにおきまして——伊藤君も御存じでありますが、ちょうど筑豊炭田のまん中にあります川崎線の建設、これは五年くらいの計画で約二十四億かかりますが、本年度とりあえずの建設の経費として二億四千八百万円、都合五億ばかり要求いたしました。ところがこれが通らないで、新線建設五億といらちよどわれわれの要求したものが計上されましたので、当然石炭合理化臨時措置法案通過に伴う処置としても、この費用をある程度まで新線建設に向けて失業対策に資すべきであるということを私は強く主張して今日に至つております。これも皆さんの御協力でやはり解決したい、かように考えておるよくなわけであつます。

おる。おそらくお考えになつておるといふ。私は思ひますが、この根本の対策を再検討して、初めて日本経済の再建というものができ上ると想う。経審の関係においても、六ヵ年計画を立てるについて、一体労働条件をどういうようになるのを見ましても、戦前昭和九年の就業時間は十一時間十六分であつた。これが二十四年には八時間八分、それが二十八年の十二月現在では八時間十五分になりますと、昭和九年は八時間三十五分、それから昭和二十四年には六時間一分、昭和二十八年には五時間四十五分といふことになります。私は決して労働強化をしいるという意味でお話しているのではない。日本今の国情からして、今の労働三法が一休真に国情に沿うておるかどうか、これら根本的な問題を掘り下げて御研究になつて、何かそこで結論を得たかどうか知りませんが、どういふよろお考えを持つておるか、そこから出発した労働対策でなければならぬいと私は思ひ。今日のわが国の国情において、労働者の立場であつても働く時間は少なければ収入が少いわけである。私は決して高能率高賃金——これは一番が、ほんとうの労働条件を考えた場合に、この労働三法については再検討

をする段階に入つておるのでないかと思ふ。そういうことをそのままにしておいて、過ぎ足りぬ政治をやつしていく。そこで諸般の産業の合理化をやらねば、これでは私はほんとうの国の中建はむかしいのではないか。最初にお聞きいたしましたように、実働時間が少くて争議が起きている。これでは幾ら政府が金をつき込んで合理化をやつてもから怠仏である。ことに資料を見ると見て参りますと、この合理化によって千数百億のトン当たりの炭価の値下げをお考えになつておるようですが、その基本的な数字を見ると、労働賃金は据え置きにして計算されております。しかも、どうかということを考えると、どうも私ども納得がいかない。だから労働対策をもつとほんとうに、言葉だけではなく具体的にそういうところまでお考えになつておられるのか、おられないのか、あるいは今のままでいいとお考えになつておられるのか、そういうう根本のことを私はお聞きいたしたいのです。そうでないと、結局金はかけた、そしたら失業救済をやる、こうおしゃつても、炭鉱から離職してくる人は、なかなかないのではないか。そろそろ計算だから人件費が節約できないのです。そうして合理化したから人が余るのです。そこまで回つていく。それではいつまでたつても生産費の低下といふことは考えられないのではないか。そういうことについて、政府は一体どういうようにお考えになつておられるのか、その根本のことをお聞きしておるのであります。

○石橋国務大臣　労働三法の中にも種々な欠点があり、実情に沿わない部分があるとは思いますが、しかし現在の日本の状況で、いきなり労働三法をいじくって、ややもすればいわゆる労働強化というふうになることは許されないと思う。これは現にいかなる内閣でもそういうことはやれないと思う。でありますから、私どもは労働強化にならないように、しかもそのためには生産性を向上しなければならない。この石炭鉱業の合理化も、生産性向上の一つの手段であります。今お話をようやく、炭鉱従業者の労働時間が短くなつたことは、八時間けつこうであります。ただし実働時間が非常に短くなつたということは、坑道の関係等によつてそういうことが起つておるのでありますから、そこで縦坑道の方法によつて実働時間があつとふえるようになりますから、私は労働三法に手をつけなければ合理化法案がうまく実施ができるないというものではないと思う。むろん必要があれば、この労働三法にも手をつける時期はあるだらうと思いますが、しかしこれは言うまでもなくそれより先に労働者あるいは労働組合等が日本の産業をどうするかという観点から、十分に協力をしてもらうようになりますように、こういうふうにして炭鉱を立て直すということは、何を炭鉱主のためというわけぢやない。同時に

に従業する全般の者の将来の生活の安定をもたらすゆえんなんありますから、これに対しても私は労働階級が反対する理由はない、十分協力してくれるものと信じておるわけあります。そのくらいのことをしてくれる労働階級でなければ、日本の労働階級と言えないと私は思います。

○高瀬政府委員 ただいまの神田君の御質問であります。石橋通産大臣から根本方針は申し述べられたようになりますが、この労働三法につきましては一長一短ございまして、非常にいいところもありますし、多少どうかと思われる点もございましょうが、われわれとしては現段階ではこれを改正しようという意思は持っておりません。この基礎の上に立つて日本の産業を振興しよう、かように考えております。ただし、この労働基準法の問題につきましては、いろいろ各方面において議論もござりますので、一体労働基準法のどういうところが、たとえば日本の中小企業の振興に対して害があるか、あるいは非常に役立つておるかどうか、こういう点を具体的に研究したいとわれわれは考えておるわけであります。従つてその目的をもしまして、労働保護法制審議会のようなものを作るため、本年度、軽少ではありますが、予算を計上いたしまして、労働保護法の具体的な検討をいたしたい、かように考えておるような次第であります。

○田中(彰)委員 大臣に私はきょうお尋ねしても御返答にいろいろなあれもありましょ。石炭といふものは非常に複雑怪奇といふくらいで、むずかしい地下の仕事なものですから、この法案をやられる前によく局長と大臣の間

昭和三十年六月二十九日印刷

昭和三十年六月三十日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局